

五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、CO₂排出量の削減を図り、環境への負荷を軽減させるため、町内会又は集落（以下「町内会等」という。）が実施するLED防犯灯の設置事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年1月1日規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防犯灯とは、町内会等が設置し維持管理する街灯をいい、商店街等が設置する照明灯（広告灯・看板灯）は除くものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、町内会等が実施するLED防犯灯の新設、もしくはLED以外の防犯灯からLED防犯灯へ灯具一式を取替える事業とする。

且つ五泉市防犯灯設置要綱において、市が電気料金を負担する防犯灯とする。

2 設置するLED防犯灯は、別紙の仕様基準を満たすものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、LED防犯灯の新設1灯あたり10,000円、LED防犯灯へ取替え1灯あたり15,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者（以下「補助事業者」という。）は、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、五泉市LED防犯灯設置事業変更(中止)承認（及び補助金変更交付）申請書(第3号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければ

ならない。

2 市長は、前項の規定により事業者から申請があったときは、速やかに五泉市LED防犯灯設置事業変更（中止）承認（及び補助金変更交付）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに五泉市LED防犯灯設置事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときはこれを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、五泉市LED防犯灯設置事業補助金額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助事業者は、五泉市LED防犯灯設置事業補助金請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命ずることができる。

（防犯灯の適正な管理）

第12条 補助を受けた防犯灯は補助事業者の注意をもって適正に維持管理するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

LED防犯灯 仕様基準

1. 電力柱、NTT柱に共架、もしくは専用柱に取り付けが容易であること。
2. 防雨形で器具の耐風荷重が60m/s以上であること。
3. 消費電力は10W未満であること。
4. LED光源寿命は60,000時間以上であること。
5. LED電源装置寿命は60,000時間以上であること。
6. 日本防犯設備協会の照度基準であるクラスBを満たす設置間隔が14m以上であること。
7. 灯具本体はアルミダイカストと同等以上の耐久性をもつものとする。
8. 電子式自動点滅器又は、光センサー点滅装置が付けられていること。
(期待寿命10年)
9. 器具取付荷重は電力柱などの取付面から10cm離れた位置で、90kgの静荷重に耐えること。
10. 保守部品交換が可能なこと。(LEDユニット、電源ユニット、カバー)
11. 器具メーカーは屋外用照明器具の製造販売実績が5年以上あること。
12. 既設の灯具にLED管、LED球を組み込む仕様は不可とする。
13. LED電球は電波受信障害対策を施したものであること。
14. 器具はワイヤーなどによる落下防止機能を有すること。
15. 保証期間は引き渡し後1年間以上とする。但し、LED電源は3年間以上とする。

五泉市長

様

(申請者) 団 体 名

住 所

代表者氏名

印

電 話 番 号 (-)

年度五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付申請書

五泉市LED防犯灯設置事業補助金の交付を受けたいので、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 新設・取替の場所

種別	設置場所	柱等の種類	電柱番号	備考
		電力 NTT 他		
		電力 NTT 他		
		電力 NTT 他		
		電力 NTT 他		
		電力 NTT 他		

2 交付申請額

総事業費	円			
交付申請額	種別	数量	単価	金額
	新設	本	10,000円	円
	取替	本	15,000円	円
	計	本		円

3 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

添付書類

- (1) 位置図(住宅地図等に記載)
- (2) LED防犯灯の仕様書(カタログ等)
- (3) 新設・取替箇所の状況写真
- (4) 見積書(写)その他補助対象経費の内容が確認できる資料
- (5) その他、市長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

五 総 第 号
年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった五泉市LED防犯灯設置事業について、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助金の交付決定額（不交付の理由）

2 交付の条件

- (1) この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。
- (2) 事業の実施に当っては、五泉市補助金交付規則及び、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

五泉市長 様

(申請者) 団 体 名
住 所
代 表 者 氏 名 ⑩
電 話 番 号 (-)

年度五泉市LED防犯灯設置事業変更(中止)承認
(及び補助金変更交付)申請書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の交付決定通知のあった五泉市
LED防犯灯設置事業について、下記のとおり事業計画を変更(中止)したいので、五泉市
LED防犯灯設置事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の追加(減額)交付を併せて申請します。)

記

- 1 補助金増減額 円
- 2 変更(中止)予定年月日 年 月 日
- 3 変更内容

区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
理 由	

添付書類

変更内容が確認できる書類

第4号様式(第7条関係)

五 総 第 号
年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市LED防犯灯設置事業変更(中止)承認
(及び補助金変更交付) 通知書

年 月 日付けで事業計画変更(中止)承認申請のあった五泉市LED防犯灯設置事業について、下記のとおり事業計画の変更(中止)を承認したので通知します。
(また、年 月 日付け五総第 号で交付決定した補助金交付決定額 円を 円に変更交付決定したので通知します。)

記

1 変更(中止)内容

年 月 日付けによる事業計画変更(中止)承認(及び補助金変更交付)申請書に記載のとおり

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

五泉市長 様

(申請者) 団 体 名

住 所
代 表 者 氏 名

印

電 話 番 号 (-)

年度五泉市LED防犯灯設置事業実績報告書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の交付決定通知のあった五泉市LED防犯灯設置事業が完了したので、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 交付決定額

交付決定額	円
-------	---

2 補助事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 完了写真
- (2) 総事業費の領収書の写し
- (3) その他必要な書類

第6号様式(第9条関係)

五 総 第 号
年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市LED防犯灯設置事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった五泉市LED防犯灯設置事業について、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付規則第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付決定額	円
確定額	円

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

五泉市長 様

(申請者) 団 体 名

住 所
代 表 者 氏 名

印

電 話 番 号 (-)

年度五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の額の確定通知のあった五泉市LED防犯灯設置事業について、五泉市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱第10条の規定により補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協	支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			